

元国際第 1 1 0 7 号

関税割当公表第 8 2 号

令和 2 年度のこんにゃく芋の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和 2 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和 2 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 こんにゃく芋
- 2 合計割当数量＜注＞ 別途公表
- 3 通関期限 令和 3 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省生産局地域対策官

ただし、第 5 の 1 に係る申請書の受付については、内閣府沖縄総合事務局
農林水産部生産振興課が行う。

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第 5 の 1 に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局
農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和2年4月1日（水）から同年4月9日（木）まで

(2) 令和2年8月3日（月）から同年8月5日（水）まで

(3) 令和2年12月1日（火）から同年12月3日（木）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

1 沖縄県に仕向けるものについては、関税割当申請書を提出する日において、沖縄県の区域内において、こんにゃく粉（精粉に限る。）又はこんにゃくの製造施設を有する者であって、それぞれ、こんにゃく芋（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）を沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内における消費のためにのみ使用することが確実と認められる者

2 1以外の地域に仕向けるものについては、次のいずれかに掲げる者

(1) 関税割当申請書を提出する日において、こんにゃく粉（精粉に限る。）又はこんにゃくの製造施設を有する者（以下「製造者」という。）であって、当該輸入こんにゃく芋を使用することが確実と認められる者

(2) 製造者を構成員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定に基づく設立の認可を受けた同法第3条第1号の事業協同組合又は同条第3号の協同組合連合会（以下「組合等」という。転売を目的とせず、構成員からの委託を受けた場合に限るものとし、当該構成員が(1)に基づく申請を行っている場合を除く。）

(3) 生産者団体、原料団体、製造団体から構成される団体（転売を目的とせず、製造者からの委託を受けた場合に限るものとし、当該製造者が(1)に基

づく申請を行っている場合及び当該製造者から委託を受けた組合等が(2)に基づく申請を行っている場合を除く。)

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1に該当する者については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(3)の書類の内容に変更のないものは、(3)の書類の添付を必要としない。

(1) 前年度のこんにゃく芋（荒粉）使用実績数量、こんにゃく粉（精粉）製造実績数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

(2) 令和2年年4月1日から令和3年3月31日までの間の各月別のこんにゃく芋（荒粉）使用計画数量、こんにゃく粉（精粉）製造計画数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式3及び4）

(3) 下記の書類又は資料

ア コンにゃく粉又はコンにゃく製造の工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図

ウ 製造機械配置略図

エ 工場工程見取り図

オ コンにゃく粉又はコンにゃく製造機械設備一覧表（別記様式5）

カ 申請者が団体又は法人の場合、登記事項証明書（原本）（登記のされていない団体にあつては、団体規約、構成員名簿）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

(4) この関税割当てにより割当てを受けたこんにゃく芋を沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内における消費のためにのみ使用し、その他の地域には持ち出さない旨の誓約書（別記様式6）

2 第5の2に該当する者については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(3)の書類の内容に変更のないものは、(3)の書類の添付を必要としない。

(1) 前年度のこんにゃく芋（荒粉）使用実績数量、こんにゃく粉（精粉）製造実績数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）（団体にあっては、構成員毎の実績を添付）

(2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の各月別のこんにゃく芋（荒粉）使用計画数量、こんにゃく粉（精粉）製造計画数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式3及び4）（団体にあっては、構成員毎の計画を添付）

(3) 下記の書類又は資料

ア コンにゃく粉又はこんにゃく製品の工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図

ウ 製造機械配置略図

エ 工場工程見取り図

オ コンにゃく粉又はこんにゃく製造機械設備一覧表（別記様式5）（団体にあっては、構成員毎のこんにゃく粉又はこんにゃく製造機械施設一覧表を添付）

カ 申請者が団体又は法人の場合、登記事項証明書（原本）（登記のされていない団体にあっては、団体規約、構成員名簿）、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目

以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式7）を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（1の(4)を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

- 1 第5の1に係るものについては、申請数量の範囲内において、使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 第5の2に係るものについては、申請数量の範囲内において、使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、当該期間における各月のこんにゃく芋（精粉）の製造数量及びこんにゃく製品販売数量実績報告書1部（別紙様式8）（団体にあっては、構成員毎の実績を添付）を、令和3年4月9日までに農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に、第5の1に係るものに

については、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。

- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の1に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（省令第3条第2項）

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は「関税割当数量の返還について」（別記様式9）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 沖縄総合事務局長は、第5の1に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を生産局長に提出することができる。

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。

2 本関税割当て公表に基づき提出された関税割当て申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当て証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注1> 本公表による関税割当ては、荒粉換算数量により行うものとし、荒粉換算数量は、生芋数量に0.158を、精粉数量に1.761を乗じて得た数量とする。

<注2> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)